

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	令和7年度 持続可能なさっぽろ雪まつりの実現に向けた調査・検討業務
発注課	経済観光局観光・MICE推進部観光・MICE推進課
選定事業者	株) 電通北海道
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 【具体的事由】 本業務は、令和6年度から検討を始めている持続可能なさっぽろ雪まつりの在り方の取りまとめに係る業務であり、本業務の履行品質確保のためには、さっぽろ雪まつり開催時の運営体制やスポンサーセールス状況のほか、令和6年度に実施された調査・検討結果等を正確に把握していることが必要です。電通北海道株式会社は、長年にわたって広告代理店としてさっぽろ雪まつりに関わっており、さっぽろ雪まつりの運営体制やスポンサーセールスなどについて熟知しているとともに、令和6年度に業務委託した調査・検討業務の受託者でもあるため、さっぽろ雪まつり開催に係る情報や令和6年度における検討経過も正確に把握しており、雪まつり関係者との関係も構築しています。 また、持続可能なさっぽろ雪まつりの在り方の方向性の決定に向けた雪まつり関係者との調整期間確保、および、令和8年度予算要求内容の検証のため、令和7年7月頃には本業務の調査・検討結果の暫定版が必要となります。令和6年度業務を受託した電通北海道株式会社であれば、契約締結後すぐに業務に取りかかれるため、期限までに暫定結果をまとめることが可能であるが、それ以外の業者は、さっぽろ雪まつりの運営体制やこれまでの調査検討経過などを把握してから業務に取りかかることとなるため、当部が求める期限までに暫定結果がまとめることが困難です。 加えて、電通北海道株式会社であれば、さっぽろ雪まつりの運営体制やこれまでの調査検討経過などの把握・状況整理に係る業務が不要であるため、その費用の節減も図れます。 以上のことから、業務の履行品質の確保、履行期間の短縮、経費の節減が確保できるのは電通北海道株式会社のみとなることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、上記事業者との特定随意契約としたい。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号